



資料1

令和7年度神奈川県災害医療対策会議 議題（ア）  
**神奈川県災害医療対策会議設置要綱の改定及び  
構成団体の追加について**

神奈川県 健康医療局 健康危機・感染症対策課 災害医療グループ

令和8年3月2日（月）

# 1. 神奈川県災害医療対策会議設置要綱改定のポイント

今回、神奈川県災害時保健医療救護計画の改定（令和7年3月改定）を踏まえ、「**神奈川県災害医療対策会議設置要綱**」の**所要の改定と構成員の追加**を行う。

## ポイント

### 令和7年3月改定の「県災害時保健医療救護計画」との整合



- ・ **災害発生時における保健医療と福祉の連携**など、「**神奈川県災害時保健医療救護計画**」の内容を反映

## 2. 要綱改定箇所一覽（新旧対照表）

| 新（改定案）  | 旧（現行要綱）  |
|---|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、神奈川県<b>災害時</b>保健医療救護計画に基づき、災害発生時や平時における<b>災害時保健医療福祉</b>体制全般に関する活動及び災害医療に関する人材育成、研修、訓練等のあり方等の検討を行うための神奈川県災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>（1）神奈川県<b>災害時</b>保健医療救護計画の推進に関すること。</li><li>（2）災害医療に関すること。</li><li>（3）その他目的達成のために必要な事項</li></ol> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、災害発生時や平時における<b>保健医療救護</b>体制全般に関する活動及び災害医療に関する人材育成、研修、訓練等のあり方等の検討を行うための神奈川県災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>（1）神奈川県保健医療救護計画の推進に関すること。</li><li>（2）災害医療に関すること。</li><li>（3）その他目的達成のために必要な事項</li></ol> |

## 2. 要綱改定箇所一覧（新旧対照表）

| 新(改定案)  | 旧(現行要綱)   |
|---|---|
| <p>(委員)</p> <p>第3条 対策会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 神奈川県災害医療コーディネーター</li><li>(2) 神奈川県災害時小児周産期リエゾン</li><li>(3) 災害医療関係機関の役員又は職員</li><li><b>(4) 災害福祉関係機関の役員又は職員</b></li><li>(5) 自衛隊職員</li><li>(6) 海上保安庁職員</li><li>(7) 警察職員</li><li>(8) 消防職員</li><li>(9) 市町村及び関係行政機関の職員</li><li>(10) その他会長が必要と認めた者</li></ol> <p>2・3(略)</p> <p>第4条～第9条(略)</p> | <p>(委員)</p> <p>第3条 対策会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 神奈川県災害医療コーディネーター</li><li>(2) 神奈川県災害時小児周産期リエゾン</li><li>(3) 災害医療関係機関の役員又は職員</li><li>(4) 自衛隊職員</li><li>(5) 海上保安庁職員</li><li>(6) 警察職員</li><li>(7) 消防職員</li><li>(8) 市町村及び関係行政機関の職員</li><li>(9) その他会長が必要と認めた者</li></ol> <p>2・3(略)</p> <p>第4条～第9条(略)</p> |

# (参考) 県災害医療対策会議の計画上の記載 (抜粋)

※ページ番号は「神奈川県災害時保健医療救護計画」【全体版】の掲載箇所

## 第4章 平時の対応

### 関係機関による会議体(P100)

○ 県は、災害発生時や平時における災害時保健医療福祉体制全般に関する活動のあり方の検討、人材育成、研修、訓練の企画・調整等を行うため、県災害医療コーディネーター、県医師会、災害拠点病院等の医療関係者や保健・公衆衛生・福祉の関係者、市町村、消防等の行政関係者、警察及び自衛隊等で構成される会議体を設置する。

### 訓練・研修、人材育成(P100)

○ 県は、会議体等での検討に基づき、災害拠点病院等の関係機関と連携し、大規模災害発生を想定した訓練を実施するとともに、DMAT等の人材育成に努め、災害発生時における対応力の充実強化を図る。

### 3 県災害医療対策会議の構成団体の追加

神奈川県災害時保健医療救護計画に基づく保健・医療・福祉の連携強化を図るため、令和8年度から**災害医療対策会議に次の構成員を追加**したい。

|      |   |
|------|---|
| 団体名  | 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  |
| 推薦理由 | <ul style="list-style-type: none"><li>「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク※」及び神奈川県DWATの事務局を担っており、本県の災害福祉分野で重要な役割を持つ団体であるため</li></ul> |

※「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」: 大規模災害の発生に備え、関係団体等と協働し、大規模災害時における高齢者や障害者など、特に配慮を要する者を支援するための福祉関係団体で構成される組織

**説明は以上です。**

・健康危機・感染症対策課 災害医療グループ 會田、渡邊、村田